

建築士に対する「定期講習」の受講義務について

建築士法の改正により、平成 20 年 11 月 28 日から、建築士事務所に所属する建築士は、3 年ごとに「定期講習」を受講するように義務付けられており、未受講である建築士は懲戒処分の対象となります。

なお、平成 29 年度の「定期講習」の受講対象者は次のとおりです。

- ◆平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）に定期講習を受講された建築士
- ◆平成 26 年度に建築士試験に合格した方（平成 29 年度中に一時期でも建築士事務所に所属しない建築士を除く）
- ◆前回受講から 3 年を経過しているにもかかわらず未受講の方は、早急に受講申し込みを行ってください。

受講対象の詳細については、熊本県建築課建築指導班（096-333-2534）までお問い合わせください。

(定期講習申込先)

熊本県建築士会	096-383-3200	熊本県建築士事務所協会	096-371-2433
日建学院 熊本校	096-241-8880	総合資格学院 熊本校	096-212-6811
E R I アカデミー	096-211-2130		

「設計等の業務に関する報告書」の報告義務について

建築士法の改正により、平成 19 年 6 月 20 日から、建築士事務所の開設者は、毎事業年度終了後 3 か月以内に「設計等の業務に関する報告書」を提出するように義務付けられています。

業務報告書を提出しない場合には懲戒処分の対象となります。事業年度終了日から 3 か月を経過しているにもかかわらず、業務報告書を提出していない事務所は、速やかに熊本県建築士事務所協会へ提出してください。

なお、事業年度内に設計・工事監理等の業務を行っていない場合でも提出が必要です。

建築士事務所登録の更新について

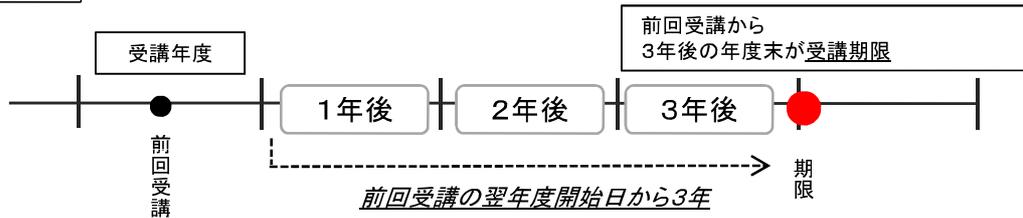
建築士事務所の登録の有効期間は登録日から起算して 5 年間であり、有効期間満了後も引き続き業務を行う場合は、30 日前までに熊本県建築士事務所協会へ更新の登録申請書を提出してください。

なお、登録有効期間が切れたまま建築士事務所としての業務を行った場合、懲戒処分の対象となります。

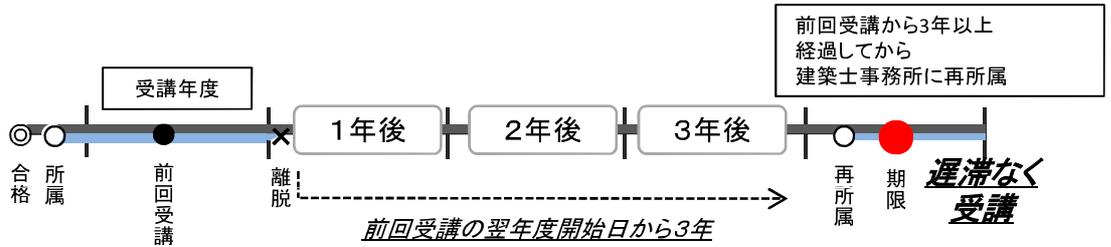
受講期間

受講経験がある方の場合

建築士法施行規則
17条の36
[原則]
受講経験あり

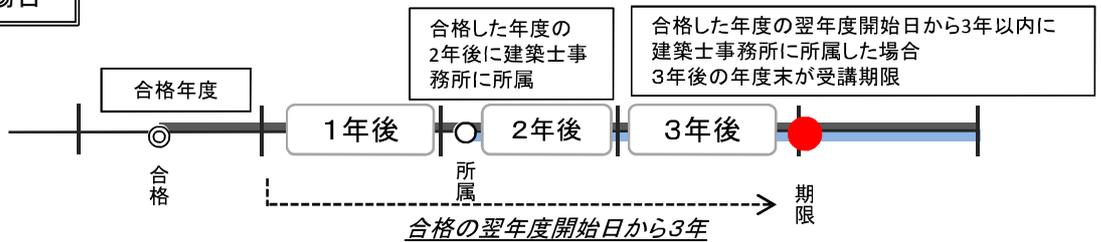


建築士法施行規則
17条の37ハ
[例外]
受講経験有り、前回受講から3年経過後に再所属

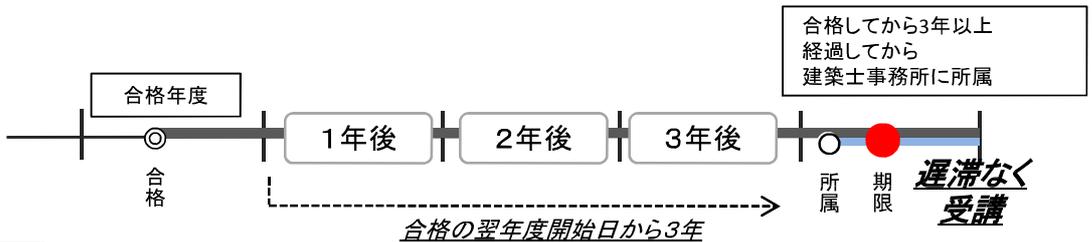


受講経験がない方の場合

建築士法施行規則
17条の37イ
[例外]
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年以内に所属



建築士法施行規則
17条の37ロ
[例外]
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年経過後に所属



登録講習機関一覧

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(公財) 建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、 構造一級、設備一級	http://www.jaic.or.jp/
(株) 日建学院	一級、二級	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001-2.com/
(株) 総合資格学院法定講習センター	一級、二級	http://www.shikaku-center.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bvjc.com/
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/
(株) E R I アカデミー	一級、二級	http://www.a-eri.co.jp/
(株) 確認サービス	一級、二級、木造、 構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/